

第107回 二十五三味会

おひとりさま、ご夫婦のみの世帯の方に特に聞いていただきたい!

『後見制度のホントのところ』と『死後事務委任契約のすすめ』

6月30日(日)

お話:14時~16時

予約不要/会場本堂

講師:「ふぁみりーサポートひなた」

終活などで聞いたことがある!?

後見制度と死後事務委任契約について、しっかり解説いたします!

2025年には、認知症・精神障がい・知的障がいで、判断能力が不十分になる方は約1000万人になると見込まれています。また、「高齢単身・夫婦のみの世帯」の割合も増え、なんらかの対策が必要な方が激増してきています。そこで今回は、その対策の中から成年後見制度と死後事務委任契約についてわかりやすくご説明いたします。ご自身に、またご家族に『必要な対策とは何か?』をこのセミナーをきっかけに考えていただければ幸いです。

【主なセミナー内容】

●成年後見制度と死後事務委任契約の関係の整理

成年後見制度は生前のことで取り扱うのに対して、死後事務委任契約は死後のことを取り扱うものであるため、どちらか一方というのではなく、両方上手く使うことで生前~死後の安心を確保する。

●知っておきたい後見制度の基本とよくある誤解

~成年後見制度の活用と知っておきたい5つのポイント~

「後見人」とか「成年後見制度」がどういうモノなのかしっかり理解したいという方や、身近に対策を考えなければいけない方がおられる方に成年後見の『メリット、デメリット』、『トラブルの実例・対処』、『トラブルを未然に防ぐ方法』などを具体的に事例も交えて基礎からわかりやすくご説明いたします。

●いざというとき頼れる人がいない! 死後事務委任契約で不安解消

~おひとりさまになったら『おさえておきたい3つのこと』

自分がなくなった後の負担を親族に背負わせたくない、そもそも身寄りがいないなどという方が知っておきたい死後事務について、『どういったことを誰に任せることができるのか?』、『対策をしなかったらどのようなことが起こるのか?』を具体的に事例も交えて基礎からわかりやすくご説明いたします。

講師紹介

私たちは、
法律や税金の専門家です。

「ふぁみりーサポートひなた」は、一つの窓口で、高齢者、障害者の方を総合的に支援することを目指して、4つの士業(弁護士、税理士、司法書士、行政書士)が作り上げた団体です。

『相続にまつわる問題』『認知症にまつわる問題』の解決を、遺言や後見制度など様々な方法を用いて皆様のお手伝いをいたします。



代表理事 弁護士
丹羽 一裕



理事 税理士
山田 秀明



理事 司法書士
眞下 幹弘



理事 行政書士
山下 睦夫

●お問合せご相談は

〒540-0027

大阪市中央区錦屋町1-3-13モダナーク602

Tel: 06-6829-6526

Fax: 06-6809-3207

E-mail: info@fs-hinata.or.jp

◆参加無料・予約なし! どなたでも自由に参加できます! 詳しくはお寺までご連絡ください。(平日10時~16時)

主催: 観瀧山 岡本寺 (こうほんじ) TEL.072-793-0203

〒666-0121 兵庫県川西市平野1-33-14 TEL/FAX072-793-0203 mail: vyku11976@nike.eonet.ne.jp

ホームページ <https://www.kohonji.jp> または

川西市岡本寺

検索



岡本寺QR